

③ 次の①～④の職にあった期間が通算して2年以上ある方

① 司書補の職

② 国立国会図書館・大学・高等専門学校附属図書館における職で司書補の職に相当するもの

④ ②に掲げるもののほか、官公署・学校・社会教育施設における職で社会教育主事、学芸員、その他の司書補の職と同等以上の職（※）として文部科学大臣が指定するもの

※「司書補の職と同等以上の職」は省令で下記の通り指定されています。

図書館法（昭和二十五年法律第百十八号）第五条第一項第三号ハの規定により、司書補の職と同等以上の職を次のとおり指定する。

- 一 文部科学省（文化庁及び国立教育政策研究所を含む。）、国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第三項に規定する大学共同利用機関法人、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所、独立行政法人大学入試センター、独立行政法人国立女性教育会館、独立行政法人国立科学博物館、独立行政法人国立美術館、独立行政法人国立文化財機構、独立行政法人科学技術振興機構、独立行政法人宇宙航空研究開発機構、独立行政法人日本スポーツ振興センター、独立行政法人日本芸術文化振興会、独立行政法人大学評価・学位授与機構、独立行政法人国立大学財務・経営センター、独立行政法人メディア教育開発センター及び独立行政法人国立青少年教育振興機構において図書館法（昭和二十五年法律第百十八号）第三条に掲げる事項に相当する事項（以下「図書館奉仕相当事項」という。）に関する専門的職務に従事する職員の職
- 二 地方公共団体の教育委員会（事務局及び教育機関を含む。）において図書館奉仕相当事項に関する専門的職務に従事する職員の職
- 三 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校（大学及び高等専門学校を除く。）において図書館奉仕相当事項に関する専門的職務に従事する職員の職
- 四 社会教育施設において図書館奉仕相当事項に関する専門的職務に従事する職員の職
- 五 社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第九条の二に定める社会教育主事の職
- 六 博物館法（昭和二十六年法律二百八十五号）第四条第四項に規定する学芸員の職
- 七 その他文部科学大臣が前各号に掲げる職と同等以上と認めた職

平成二十年六月十一日文部科学省告示第九十号（抜粋）